

令和2年度 労働行政のあらまし



鷺舞神事（津和野町）



御霊会風流（隠岐の島町）



ホーランエンヤ（松江市）



ひと、くらし、
みらいのために

厚生労働省島根労働局
労働基準監督署・公共職業安定所

島根県内の雇用情勢の改善が続く中で、島根労働局は働き方改革の推進、女性の活躍の推進、労働条件の確保、雇用の安定を図るための総合的施策を推進します。また、雇用・労働対策を適切に行うため、島根労働局、各労働基準監督署、各公共職業安定所が一体となり、島根県をはじめ関係機関と密接に連携し、総合的労働行政機関として地域に密着した行政運営を行うとともに、地域社会経済の維持・発展のために、県内の働き方改革の実現に向けた取組を推進します。

第 1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進

1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり

(1) 長時間労働の是正及び労働条件確保・改善対策

ア 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

中小企業・小規模事業者の抱える様々な課題に対応するため、「島根働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において事業者の相談に応じるとともに、関係機関と連携を図りつつ、専門家を派遣するアウトリーチ型支援や出張相談、セミナーの開催等を行います。

県内4か所の労働基準監督署に編成した「労働時間相談・支援班」において、説明会や中小企業の事業場への個別訪問による支援、改正労働基準法等の周知を中心としたきめ細やかな相談・支援等を行います。

中小企業・小規模事業者が、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む場合において、中小企業や事業主団体に対する助成を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた診断指標に基づく取組提案及び企業の好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行います。

労働時間の縮減等の働き方改革に取り組むために人材を確保することが必要な中小企業・小規模事業者が新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合に助成を行います。

イ 長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止の徹底

過重労働のおそれのある事業場に対して、労働時間管理や健康管理に関する監督指導等を行います。また、時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、監督指導を行います。

労働基準法第36条に定める限度時間を超える延長時間を定めている等、不適正な時間外・休日労働協定が届け出られた場合には必要な指導を行います。

11月の「過労死等防止啓発月間」には、過労死等防止対策シンポジウムの開催に向けて、関係団体等と連携して取り組むとともに、「過重労働解消キャンペーン」期間として、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行います。

ウ 長時間労働につながる取引環境の見直し

長時間労働につながる短納期発注、発注内容の頻繁な変更等の「しわ寄せ」については、令和元年6月に策定した「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」に基づき、長時間労働につながる取引が生じないよう集中的な周知・啓発の取組を行います。

エ 時間外労働の上限規制適用猶予業種等への法令周知等

時間外労働の上限規制の適用が令和6年3月まで猶予される自動車運転業務、建設業等について、長時間労働の削減に関する自主的な取組の促進を図るため、労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進等に向けた説明会を開催します。

オ 労働条件の確保・改善対策

(ア) 法定労働条件の確保等

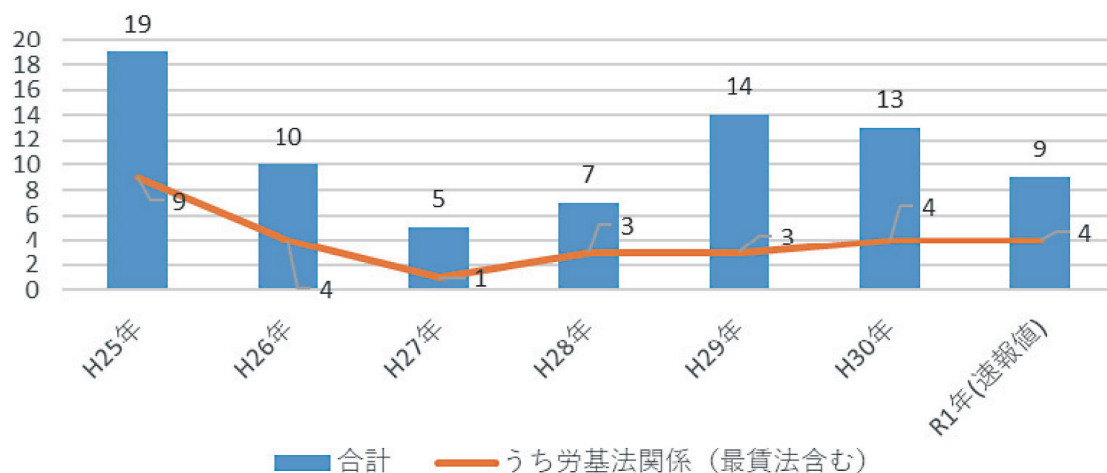
法定労働条件の基本的事項や管理体制の確立及びその定着を図らせるほか、技能実習生や自動車運転者等の特定の労働分野における労働条件の確保対策を推進するため、関係機関と連携し、労働基準関係法令の遵守の徹底を図ります。

また、平日夜間・土日祝日に無料で相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」、労働基準関係法令や相談先等について情報提供を行うポータルサイト「確かめよう労働条件」、大学生や高校生等を対象とした労働条件セミナーについて周知を図ります。

定期監督等実施状況の推移



司法処分の推移



(イ) 最低賃金制度の適切な運営（最低賃金額の周知等）

最低賃金制度の適切な運営に向け、県内の経済動向及び地域の実情などを踏まえつつ、島根地方最低賃金審議会の円滑な運営に努めます。

また、改正決定された「島根県最低賃金」及び「特定最低賃金」については、県内の使用者団体、労働者団体、地方公共団体及び報道機関等の協力を得ながら広く周知広報を行うとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる地域、業種等を重点とした監督指導を行い、遵守の徹底を図ります。

島根県最低賃金		時間額
		790円
特定最低賃金	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	914円
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	894円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	822円
	自動車・同附属品製造業	879円
	百貨店、総合スーパー（次回改定まで）	(790円)
	自動車（新車）小売業	865円

(2) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

ア 労働者が安全に働くことができる環境整備

第13次労働災害防止計画（以下「13次計画」という。）では、2018年から2022年までの5年間、年間の死亡者数を年平均6人以下、休業4日以上死傷災害（以下「死傷災害」という。）を2017年と比較して、2022年までに5%減少させることを目標としています。

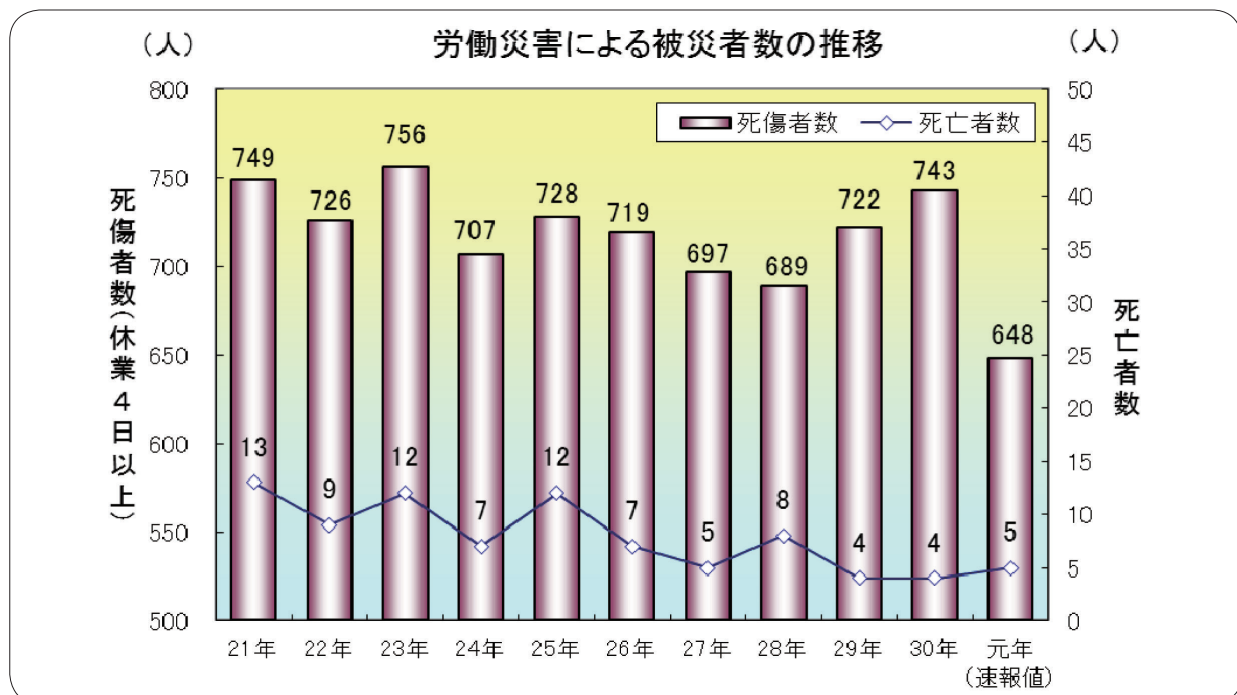
13次計画2年目の2019年の労働災害による死亡者数は5人（前年比1人増）、休業4日以上の死傷者数は2020年1月の速報値で648人（前年同期比5.4%減）となっています。

(ア) 死亡災害を撲滅するために、2年続けて死亡災害が発生した建設業については、墜落防止措置や重機との接触防止の徹底を指導します。

また、2019年に死亡災害が発生した林業については、労働災害防止団体、森林管理署、島根県等と連携し、伐木作業現場におけるチェーンソーの安全操作や保護具、保護衣の着用の徹底を指導します。

(イ) 死傷災害の約半数は第三次産業で発生していることから、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」などを展開します。

(ウ) 死傷災害で最も多く発生しているのは転倒災害です。転倒災害は業種を問わず発生していることから、引き続き「STOP! 転倒災害プロジェクト」や冬季に特有の積雪・凍結に起因する転倒災害防止対策を労働災害防止団体等と連携して効果的に展開します。



イ 産業保健活動、メンタルヘルス対策

引き続き、産業医・産業保健機能の強化、長時間労働者に関する情報の産業医への提供の義務化等の制度改正等を周知し、産業保健活動の促進を図ります。また、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策の取組が促進されるよう、労働者の心の健康の保持増進のための指針の周知・指導等を行います。

ウ 化学物質等による労働災害防止対策

化学物質の取扱い事業場に対し「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、ラベル表示と安全データシート（SDS）の入手・交付の徹底を図るとともに、リスクアセスメントの実施及びリスク低減対策に取り組むよう指導を行います。

また、建築物の解体作業については、石綿障害予防規則及び技術上の指針に基づく作業の徹底を図ります。

2 パートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法の施行への対応

法改正により、いわゆる同一労働同一賃金については、派遣労働者及び大企業にあっては令和2年4月、中小企業は令和3年4月の適用となります。法の適正な履行確保に向けて、事業主に対する制度の周知と導入への取組を支援することが必要です。

事業主を対象とした説明会の開催及び各種セミナーにおける説明など、あらゆる機会を通じて周知徹底を図り、導入への取組手順書や業界ごとの特性を踏まえた導入支援マニュアルを活用し、改正内容の履行確保を図ります。

また、「島根働き方改革推進センター」において、中小企業等に対するアウトリーチ型支援、出張相談等のきめ細かな相談支援が行えるよう協力・支援していきます。

3 職場におけるハラスメント撲滅対策の集中実施

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントは労働者の尊厳を傷つけるとともに働く人の能力発揮の妨げとなり、企業にとっても職場秩序や業務遂行への悪影響が生じ、生産性の低下を招く可能性があります。

このことから、職場におけるハラスメント対策を総合的に推進する必要があり、事業主に対して一体的なハラスメント防止のための体制整備を促し、関係法令の周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、履行確保を図ります。

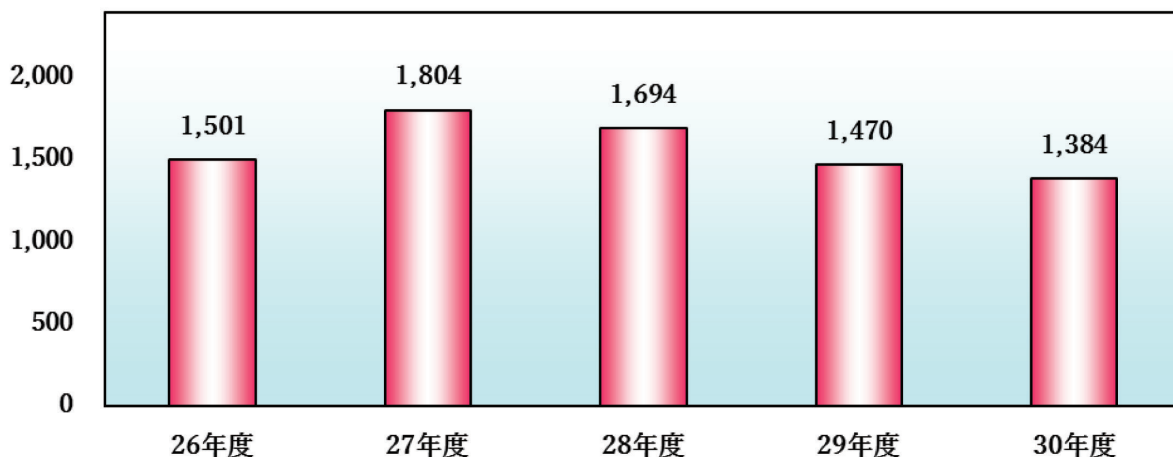
労働施策総合推進法の改正により、大企業は令和2年6月からパワーハラスメント防止措置が義務化されたところであり、説明会の開催等あらゆる機会を通じて、改正法やパワハラ指針の内容等の周知徹底を図ります。

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の職場のハラスメント撲滅の気運向上を目的として、12月の「職場のハラスメント撲滅月間」に集中的な広報や特別相談窓口の設置等の取組を行います。

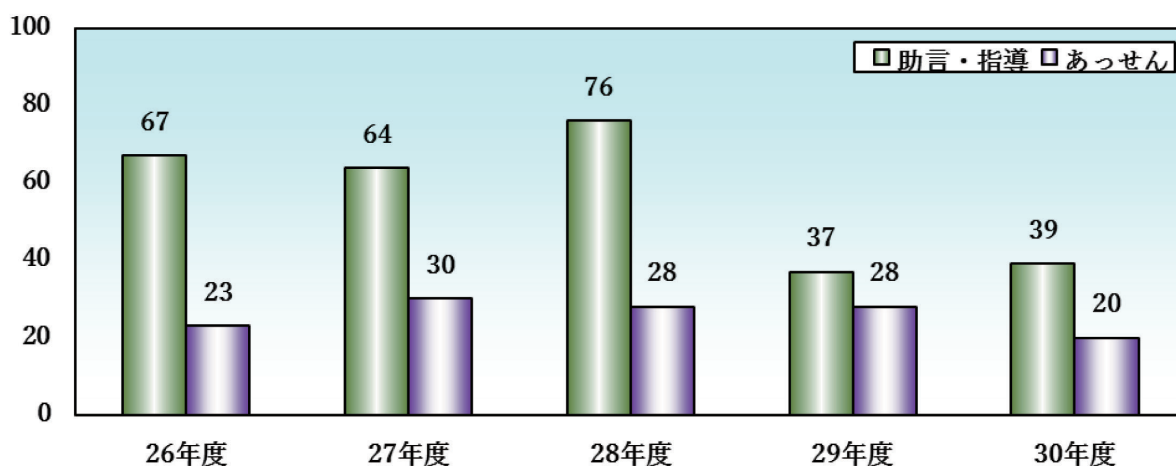
4 労働関係紛争の早期解決の促進

いじめ・嫌がらせや労働条件等のあらゆる労働問題に関してワンストップサービスで対応するため、総合労働相談員の資質向上等により総合労働相談コーナーの機能を強化するとともに、労働局長による助言・指導の効果的な実施や紛争調整委員会によるあっせんの迅速な対応等により個別労働紛争の早期の解決を促進します。

民事上の個別労働相談件数の推移



助言・指導の申出、あっせん申請件数の推移



5 治療と仕事の両立支援

島根県地域両立支援推進チームの活動を通じ、県内の関係者（島根県、医療機関、労使団体、産保センター等）と連携し、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルの周知を図ります。また、産保センターが実施する両立支援に関する相談、研修講師の派遣、両立支援コーディネーターの養成等の各種支援について利用促進を図ります。

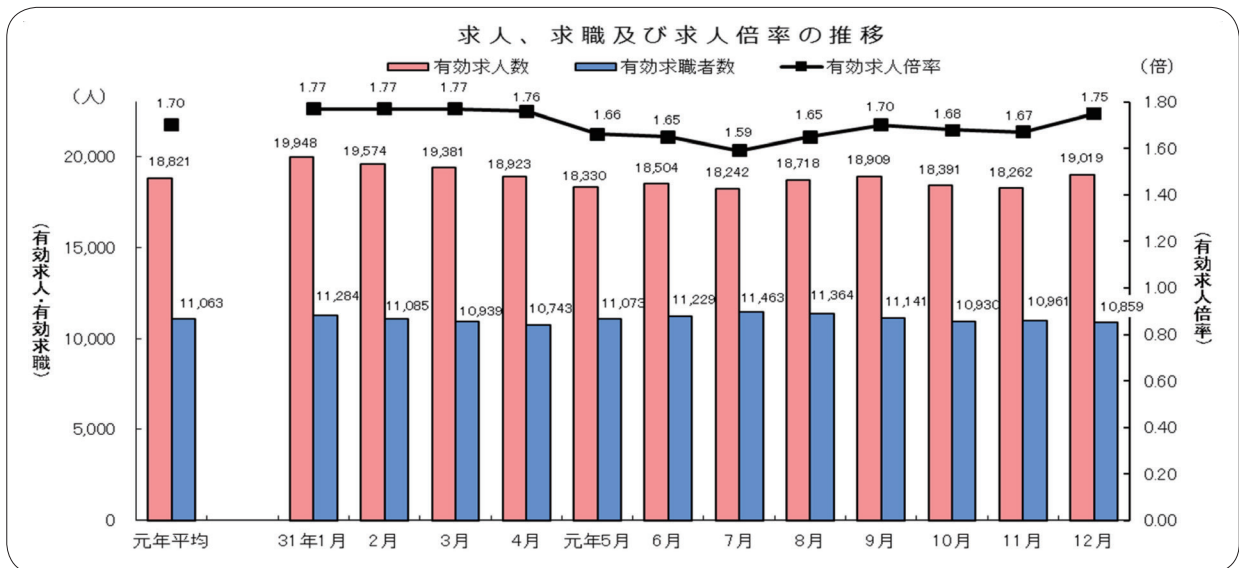
第2 人材確保支援や多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

1 ハローワークマッチング機能の強化

(1) 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチング機能の推進

求職者数が減少傾向にある中、就職に至る過程として十分な職業相談件数、紹介件数を確保するため、ハローワークの支援が必要な求職者に対して、求職者担当者制などによる積極的なマッチングや刷新されたハローワークシステムの活用などにより、相談窓口への誘導強化を図るなどきめ細やかな就職支援を行います。

また、人手不足が深刻化している状況において、求人者の人材ニーズに適合する求職者を探索するとともに、正社員求人への転換を働きかけるなど、応募しやすく充足しやすい求人票の提案のほか、ミニ面接会や事業所訪問による企業ニーズの詳細な把握に努めるなど、充足支援の一層の強化を図ります。



(2) 地方自治体等と連携した地域雇用対策の推進

雇用対策協定及び実施計画が、地域の新たな課題にも対応できるよう、島根県と調整を進め、雇用対策協定及び実施計画の内容の充実を図ります。また、島根県、松江市及び江津市との間で行っている、国が行う無料職業紹介等と地方公共団体が行う業務の一体的実施の取組を推進します。

島根県が行う「地域活性化雇用創造プロジェクト」に協力・連携し、地域特性を活かした良質で安定的な雇用の場の確保や人材育成を推進します。

2 就職氷河期世代支援プログラムに基づく施策の推進等

(1) プラットフォームの設置

就職氷河期世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換することを通じて、官民が協働して就職氷河期世代の支援に関する社会の関心を高め、社会全体で取り組む気運を醸成し、支援の実効性を高めるため、「しまね就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム (仮称)」を設置し、地方自治体等と連携して、地域における取組を推進します。

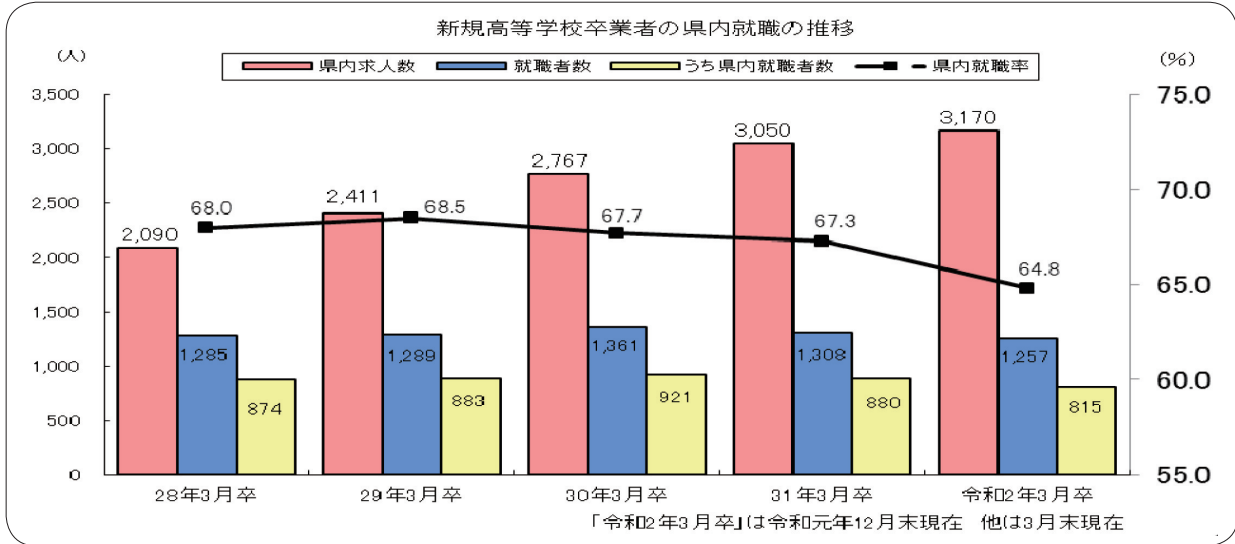
(2) ハローワークにおける専門窓口の設置、専門担当者のチーム制による一貫した伴走型支援

不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況に対応するため、ハローワーク松江に就職氷河期世代専門窓口を設置します。その上で、専門担当者によるチームを結成し、求職者とともに個別に作成した支援計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援まで一貫した支援等を実施するとともに、就職氷河期世代に限定した求人や就職氷河期世代の応募を歓迎する求人を積極的に確保することにより、就職氷河期世代の方々に対する総合的な支援を実施します。

3 新卒者等への正社員就職の支援

ユースエール認定制度について、県内において知名度の高い中小企業、雇用管理の優良な中小企業等を重点に、認定取得勸奨を積極的に行うとともに、新卒者をはじめとする若年者に対し、同制度及び同認定企業に関する積極的な情報発信や重点的なマッチング等に取り組みます。

新卒応援ハローワーク等において、学校への定期訪問を行い、学生・生徒の多様なニーズに応じた担当制によるきめ細かな就職支援、就職後の定着支援等を行います。



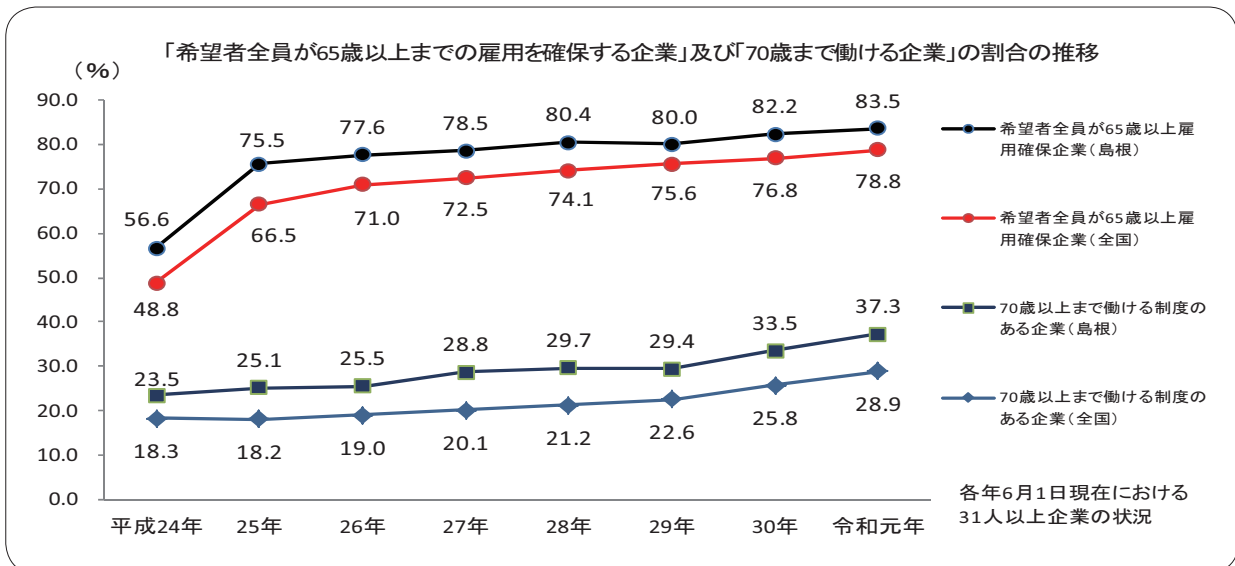
4 高齢者の就労促進

(1) 高齢・障害・求職者支援機構等と連携のうえ高年齢者雇用の必要性や重要性等を広く周知し、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け取り組みます。

また、ハローワークの「生涯現役支援窓口（松江所・浜田所・出雲所に設置）」等において65歳以上の高齢者が活躍できる求人の開拓等を実施し、高齢者の再就職支援に取り組みます。

(2) 「高齢者活躍人材育成確保事業」を実施し、シルバー人材センターにおけるシルバー派遣事業等の活用や会員の拡大等の取組を支援します。

また、地方自治体等に対して、高齢者の就業を促進する「生涯現役促進地域連携事業」を周知し、事業実施地域の拡大に努めます。



5 女性の活躍推進

事業主が届け出ている一般事業主行動計画に基づき、企業において確実な取り組みがなされるよう助言等し、改正女性活躍推進法の実効性の確保に努めます。

改正法等により令和2年4月から、一般事業主行動計画の届出義務企業（常用雇用労働者数301人以上の企業）について、令和2年4月1日以降を始期とする行動計画を策定する際、従前の目標設定等が変更となること、令和2年6月からは行動計画の情報公表数に変更が生じることに
関して、届出義務企業が確実に履行できるよう、周知、助言等を実施します。

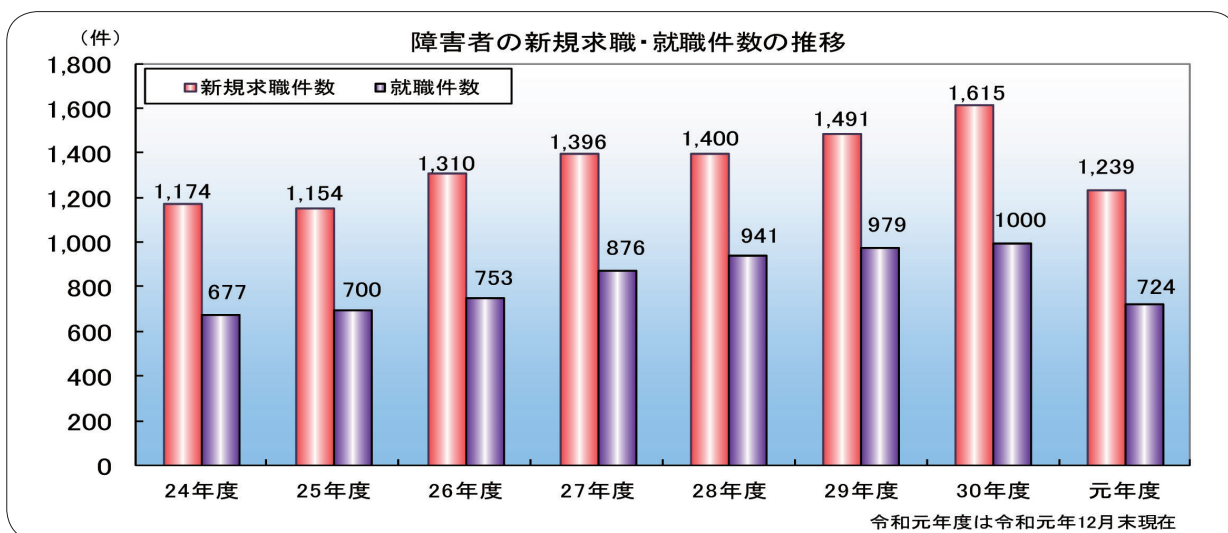
また、令和4年4月1日から、一般事業主行動計画の届出義務企業が、常用雇用労働者数101人以上の企業へ対象を拡大することを周知します。併せて、両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）の広報等を展開し、同助成金の活用を促すこととします。

さらに、「えるぼし」認定及び新たに創設された「プラチナえるぼし」認定について、認定のメリットを周知しながら取得促進を図ります。

6 障害者の就労促進

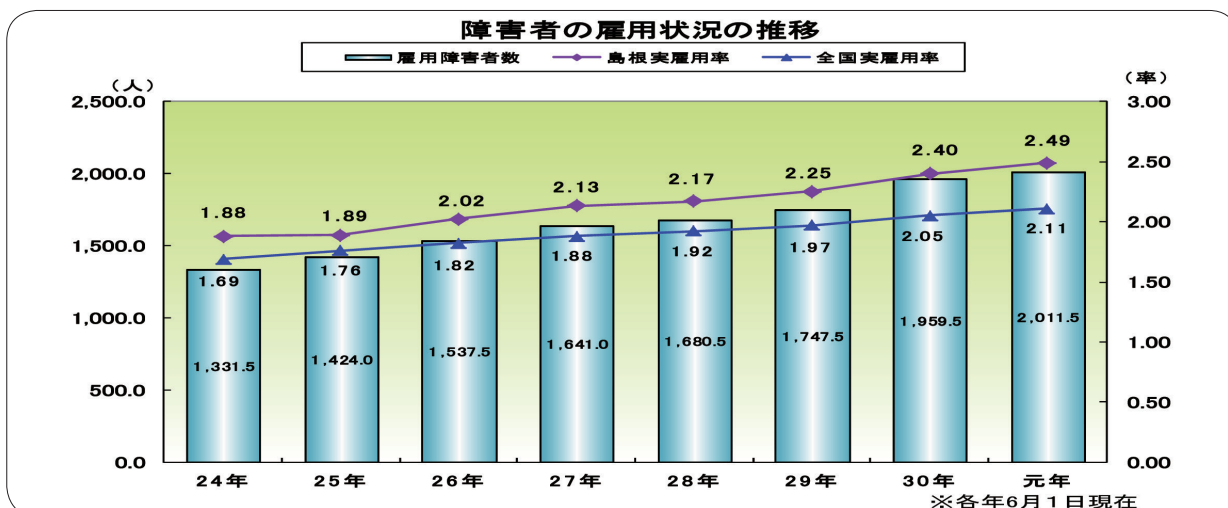
- (1) 公務部門に対して支援メニューの周知とともに障害者の採用や職場定着に関する相談援助や支援等を実施し、公務部門における障害者雇用を推進します。

また、島根障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター等地域の関係機関と連携し、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している企業等に対して企業のニーズに合わせた提案型支援を提供するなど障害者の雇入れを支援します。



- (2) 地域の関係機関と連携し、就職から職場定着まで一貫した「チーム支援」を実施することにより、障害特性に対応したきめ細かな就労支援に取り組みます。

また、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を実施し、職場における精神障害者・発達障害者を支援する環境づくりを推進します。



7 外国人材の受入れ環境整備

- (1) 事業主に対して、外国人の雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発、雇用管理セミナーの開催及び外国人雇用管理アドバイザーの派遣等による雇用管理の確保に向けた相談・指導等を実施し、外国人材の安定した就労と職場定着の促進を図ります。
- (2) 職場における日本語コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーや雇用慣行等に関する知識を付与する「外国人就労・定着支援研修」を出雲市において実施し、定住外国人求職者等の安定的な就労と職場定着の促進を図ります。
- (3) ハローワーク出雲に設置している「外国人雇用サービスコーナー」にポルトガル語通訳員を配置するほか、全国のハローワーク窓口から利用が可能な多言語コンタクトセンター等を活用し、外国人求職者に対する多言語相談支援の円滑化を図ります。

8 人材開発施策の活用

ハロートレーニングをはじめとした人材開発施策全体の認知度及び関心度向上のため、「ハロートレーニングメディアツアー（報道機関向けの公的職業訓練説明・見学会）」を開催するなど、人材開発施策のさらなる周知・広報に努めます。

また、地域における求職者の動向や訓練ニーズを的確に把握し、公的職業訓練に係る総合的な計画（島根県職業訓練実施計画）を島根県及びポリテクセンター島根と連携して策定します。

島根労働局

〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階

総務部	総務課	☎ 0852(20)7001	FAX 0852(20)7023
	労働保険徴収室	☎ 0852(20)7010	FAX 0852(20)7024
雇用環境・均等室	企画担当	☎ 0852(20)7007	FAX 0852(31)1505
	指導担当	☎ 0852(31)1161	
労働基準部	監督課	☎ 0852(31)1156	FAX 0852(31)1163
	健康安全課	☎ 0852(31)1157	
	賃金室	☎ 0852(31)1158	
	労災補償課	☎ 0852(31)1159	
	分室(合同庁舎4階)	☎ 0852(60)0855	
職業安定部	職業安定課	☎ 0852(20)7016	FAX 0852(20)7025
	職業対策課	☎ 0852(20)7020	
	訓練室	☎ 0852(20)7028	

労働基準監督署

松江労働基準監督署

〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階
☎0852(31)1165 FAX0852(31)1164

隠岐の島駐在事務所

〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎1階
☎08512(2)0195 FAX08512(2)0211

出雲労働基準監督署

〒693-0028 出雲市塩冶善行町13-3 出雲地方合同庁舎4階
☎0853(21)1240 FAX0853(21)1226

浜田労働基準監督署

〒697-0026 浜田市田町116-9
☎0855(22)1840 FAX0855(22)1819

益田労働基準監督署

〒698-0027 益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎3階
☎0856(22)2351 FAX0856(22)8035

総合労働相談コーナー

島根労働局総合労働相談コーナー

☎0852(20)7009

松江総合労働相談コーナー

☎0852(31)1166(松江労働基準監督署内)

出雲総合労働相談コーナー

☎0853(21)1240(出雲労働基準監督署内)

浜田総合労働相談コーナー

☎0855(22)1840(浜田労働基準監督署内)

益田総合労働相談コーナー

☎0856(22)2351(益田労働基準監督署内)

公共職業安定所(ハローワーク)

松江公共職業安定所

〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階
☎0852(22)8609 FAX0852(27)8524

隠岐の島出張所

〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎1階
☎08512(2)0161 FAX08512(2)8609

安来出張所

〒692-0011 安来市安来町903-1
☎0854(22)2545 FAX0854(22)4123

浜田公共職業安定所

〒697-0027 浜田市殿町21-6
☎0855(22)8609 FAX0855(22)2932

川本出張所

〒696-0001 邑智郡川本町川本301-2 川本地方合同庁舎1階
☎0855(72)0385 FAX0855(72)0386

出雲公共職業安定所

〒693-0023 出雲市塩冶有原町1-59
☎0853(21)8609 FAX0853(21)0351

益田公共職業安定所

〒698-0027 益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎1階
☎0856(22)8609 FAX0856(23)2622

雲南公共職業安定所

〒699-1311 雲南市木次町里方514-2
☎0854(42)0751 FAX0854(42)0752

石見大田公共職業安定所

〒694-0064 大田市大田町大田口1182-1
☎0854(82)8609 FAX0854(82)1059

公共職業安定所付属施設

駅前しごとプラザ松江

〒690-0003 松江市朝日町478-18松江テルサ3階
☎0852(28)8700 FAX0852(28)8705

松江新卒応援ハローワーク

☎0852(28)8609 FAX0852(28)8705

マザーズコーナー

☎0852(20)2949 FAX0852(28)8705

松江市福祉就労支援コーナー ハローワークプラス

〒690-8540 松江市末次町86番地 松江市役所 1階
☎0852(20)7557 FAX0852(20)7588

ワークステーション江津

〒690-0011 江津市江津町1518-1
江津ひと・まちプラザ(パレットごうつ)2階

☎0855(54)0952 FAX0855(54)0954

マザーズコーナー

〒693-0001 出雲市今市町2065 パルメイト出雲2階
☎0853(24)8044 FAX0853(24)8045

島根労働局のホームページはこちら →

